

■陳情第 16 号「流山市いじめ対策調査会」の委員の公表に関する陳情書について、日本共産党を代表し、賛成の立場で討論をします。

調査会の多忙さを考慮し、委員報酬を改定した経緯はもとより、重大な調査であることから委員を公表し、変更があれば適宜公表することは問題なく、公共性が高く、しごく当然であり、必要最低限のことと考えます。

さらに、「調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。」となっていますので、こういう取り組みは必要であり、実施を強く求めます。

今年、4月15日北海道旭川市では、去年3月に死亡が確認された生徒のいじめをめぐり、3年前から新体積、精神的、性的ないじめが繰り返されてもいじめという認定すらせず、調査会も開催されませんでした。6月8日にも、神奈川県川崎市では、2016～2018年に発生していたいじめについて、学校や市教育委員会が把握後も、いじめ防止対策推進法に基づく「重大事態調査」を行わず「対応に空白が生じた」とする調査報告書が出されています。こんな事態は本市も含め絶対に繰り返してはならないし、児童生徒の命と人権に寄り添った法とガイドラインに基づく対応を強くも求めるとともに、いじめ加害者の更生、現瞬間、いじめを見て見ぬふりをしていた児童生徒も含め、「いのちの授業」が人格形成の柱に据えられるよう指摘して、賛成討論を終わります。